

平成30年度 中部保健所行動計画

※由布保健部を含む。

I 健康寿命日本一に向けた取り組み① ～健康づくりの推進～

- ・臼津、由布地域における健康寿命延伸を図るため、中部地域健康寿命延伸対策連絡会議を開催し、情報共有のうえ、機運の醸成を図るとともに、関係機関による取り組みを促します。
- ・地域・職域に関わる多様な機関が、それぞれの専門性を発揮し、各取組が連動して効果的な対策が行えるための基盤を整備します。また、事業所のネットワーク化を図り、相互に発展しあう組織として育成します。
- ・地域の健康課題である運動、食事に焦点をあてた事業所ぐるみの健康づくりを、関係機関と連携して推進します。
- ・健康応援団の拡大や、うま塩メニュー提供登録店の拡大など健康づくりの環境整備に取り組みます。

I 健康寿命日本一に向けた取り組み② ～地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携～

- ・高齢者とその家族が地域で安心して生活することができるよう、入退院に伴う医療機関とケアマネジャーとの連携のための情報共有ルールの一層の運用促進など、各市と協働して、切れ目のない医療・介護サービス提供体制の構築に引き続き取り組みます。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、医療関係者と地域支援者の連携を強化し、入院中から切れ目のない支援体制の整備に取り組みます。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実① ～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

- ・自然災害発生時の保健所、市役所など関係機関における医療・保健・衛生各分野の提供、連携体制を確認、確立するとともに、防災訓練の参加、自主訓練の実施等を通じて、保健所業務を迅速かつ適切に遂行できる体制の保持に引き続き努めます。
- ・健康危機管理連絡会議の開催や感染症の発生に備えた訓練等を実施し、管内関係機関との連携を強化しながら、健康危機管理体制のさらなる充実を目指します。
- ・高齢者施設等での感染症や食中毒の未然防止の取り組みを引き続き支援するため、職員研修や適時の情報提供等に努めます。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実② ～大規模イベントにおける食品・生活衛生対策の推進～

- ・国民文化祭等の大規模イベントでの食品・生活衛生対策として、関連施設に対する食中毒、食物アレルギー事故、レジオネラ感染防止のための講習会の開催や監視指導を強化するとともに、食品衛生管理の国際標準であるHACCPの導入を推進します。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・おおいたうつくし推進隊の活動支援や環境教育の実施等により市民参加型の環境保全活動を推進します。
- ・立入検査計画に基づく監視指導により事業場排水対策や浄化槽の適正管理の啓発により排水対策を推進します。
- ・流域会議の運営を支援し、水環境保全に関する取組を支援します。
- ・3Rを通じた循環型社会を構築するため、食べきりキャンペーン応援店・協力店の登録を推進し、巡回監視による廃棄物不適正処理の対策を強化します。

I 健康寿命日本一に向けた取り組み① ～健康づくりの推進～

現状と課題

- ・疾病別有病率(*)をみると、糖尿病・虚血性心疾患においては臼杵市・津久見市・由布市がワースト3を占めており、働き盛り世代からの望ましい生活習慣の獲得とそれを支援する環境づくりが必要である。 *平成28年5月診療分大分県疾病分類統計(大分県国保連合会資料)
- ・平成28年に実施した「県民健康意識行動調査」の結果、管内では、男女ともに食塩の摂取量が目標値より多く、男性では6g以上、女性では4g以上の過剰摂取となっており、食生活の見直しが必要である。
- ・また、3市ともBMI25以上の肥満者が県平均より多くなっており、特に津久見市と由布市では働き盛り世代の肥満者が多く、運動習慣の獲得、定着が必要である。
- ・臼杵市ではこころの張りがある者の割合が県下で最も低く、由布市では働き盛り世代の平均睡眠時間6時間未満が県下で最も多くなっており、地域の関係機関と連携した働きやすい職場づくりが必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 関係機関との連携による多様な働きかけの創出
- 2 地域ぐるみ・職域ぐるみの健康づくりを推進する体制づくり
 - (1) 多様な分野の組織代表による連携推進会議の開催
 - (2) 取組を進める実務者による実務者会議の開催
 - (3) 事業所ネットワーク連絡会議の開催
- 3 関係機関と連携し、事業所ぐるみの健康づくりの実践支援～健康課題「運動・食生活」に焦点をあてた事業所支援～
 - (1) 事業主及び管理職を対象とした健康講話の実施
 - (2) 従業員を対象とした健康講話の実施
 - (3) 事業所ぐるみの「運動・食生活」に係る実践指導の実施
- 4 健康づくりの環境整備
 - (1) 健康応援団の拡大(食の環境整備部門、受動喫煙対策部門)
 - (2) うま塩メニュー提供登録店の拡大(うま塩プロジェクトの推進)

目標指標

- 1 中部地域健康寿命延伸対策連絡会議 各市1回
- 2 地域ぐるみ・職域ぐるみの健康づくりを推進する体制づくり
 - (1) 連携推進会議の開催 年1回
 - (2) 実務者会議の開催 年1回以上
 - (3) 事業所ネットワーク連絡会議の開催 年1回以上
- 3 事業所ぐるみの健康づくりの実践支援
 - (1) 健康経営認定事業所数 25→33ヶ所
 - (2) 事業所ぐるみの取組を行った事業所数 34→54ヶ所
(目標年度:平成29年度→平成35年度)
- 4 健康づくりの環境整備
 - (1) 健康応援団(食の環境部門) 新規登録店1ヶ所
 - (2) 健康応援団(受動喫煙対策部門) 新規登録店3ヶ所
 - (3) うま塩メニュー提供登録店 新規登録店1ヶ所

I 健康寿命日本一に向けた取り組み② ～地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携～

現状と課題

- ・各市が主体となって実施している在宅医療・介護連携推進事業を推進するため、保健所は広域的・専門的な基盤整備に取り組んでいる。
- ・その取組の一環として、中部医療圏域の「入退院に伴う医療機関とケアマネジャーとの連携のための情報共有ルール」(以下、「入退院時ルール」という。)を、平成27年4月から運用開始している。
- ・「入退院時ルール」の運用においては、担当者の交替や新規事業所の参入等によりルールの活用状況に温度差があるため、引き続きケアマネジャーや医療機関に対しさらなる周知を行い、それぞれが緊密に連携してタイムリーに運用できるよう支援する必要がある。
- ・また、「入退院時ルール」の運用から3年が経過したため、平成30年度は、その運用状況の実態を調査し、課題に応じたさらなる取組の推進を図る必要がある。

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められる中、長期入院者の地域移行を進めるためには、医療関係者と地域支援者が相互の役割を理解した上で連携を強化し、入院中からの切れ目のない支援体制を整備することが必要である。

保健所が実施すべき対策

1 入退院時ルールの運用をとおした各市の在宅医療・介護連携推進への支援

- (1) 運用・評価検討会の開催(中部医療圏域)
- (2) ルールの運用状況に係る実態調査の実施
- (3) 医療機関・ケアマネジャーとの合同会議の開催
(中部医療圏域)
- (4) 関係者への周知・啓発
- (5) 連絡窓口の整備

2 精神障がい者の地域移行を推進するための取組

- (1) 中部医療圏域の地域移行推進連絡会の開催
- (2) 精神科病院との連絡会の開催

目標指標

1 入退院時ルールの運用をとおした各市の在宅医療・介護連携推進への支援

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 運用・評価検討会の開催回数 | 2回 |
| (2) 医療機関、居宅事業所へのヒアリング調査 | 10ヶ所以上 |
| (3) 医療機関・ケアマネジャーとの合同会議の開催 | 1回 |
| (4) 周知・啓発等を実施した回数 | 3回以上 |
| (5) 連絡窓口一覧表の更新及び配付 | 1回 |

2 精神障がい者の地域移行を推進するための取組

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 中部医療圏域の地域移行推進連絡会の開催 | 2回 |
| (2) 精神科病院連絡会の開催 | 実施病院数 3ヶ所 |

Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

現状と課題

- ・自然災害発生時における危機管理対策として、29年度は災害対応時の具体的行動を示すアクションカードの見直し、広域災害救急医療情報システム(EMIS)の入力訓練、総合防災訓練の参加、災害対応備蓄物品の整備等に取り組んだ。
- ・今後も、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生のほか、台風、豪雨による自然災害時に保健所に期待される役割は大きく、昨年度経験した9月の台風18号の対応からも、保健所としての機能を迅速かつ適切に発揮するとともに、市など関係機関と緊密に連携して対応できるよう体制整備をさらに確立する必要がある。
- ・健康危機管理事案の発生予防と発生時の被害拡大防止を迅速かつ適切に対応することが重要であり、29年度は関係機関の連携強化等のため「健康危機管理連絡会議」を開催、また、新型インフルエンザ発生時の初動訓練を地元病院と共同で行った。
- ・今後も、健康危機管理事案では、引き続き所内及び関係機関との情報共有、連携を強化し、その発生に備えた体制整備に取り組むことは不可欠である。引き続き、新型インフルエンザの対応や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症の対応など感染症発生への備えについては、関係機関、団体との連携を含めた体制の整備を進め、その対応の強化を図っていく必要がある。
- ・29年度は感染症や食品による健康被害への対策として、高齢者施設等の感染症発生時の実技指導などの施設職員への研修実施を通じ、施設職員の知識や実技の普及等を行った。
- ・今後も、高齢者施設等の感染症等未然防止や拡大防止のため、適時適切な対応がとれるよう、保健所として引き続きこれらの施設等に対する支援を続けていくことが重要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 自然災害発生時の対応機能の強化**
 - (1) 管轄市など関係機関との連携強化
 - (2) 災害時に保健所業務を継続できる体制の確保
 - (3) 保健所災害時対応マニュアル等の整備
- 2 健康危機管理体制のさらなる充実**
 - (1) 市、消防本部などとの情報共有、体制整備の推進
 - (2) 新型インフルエンザ、エボラ出血熱等の発生に備えた訓練
 - (3) 健康危機管理対策備蓄物品の充実
- 3 感染症や食品による健康被害の未然防止の強化**
 - (1) 感染症や食中毒の未然防止と感染拡大防止の取組
 - (2) 感染症情報の適時適切な情報提供と認知度向上

目標指標

- 1 自然災害発生時の対応機能の強化**
 - (1) 各市との災害対策に係る検討会等の開催
 - (2) マニュアル等に基づく防災訓練の実施・参加、EMIS入力訓練等
 - (3) 災害時対応マニュアル、アクションカードの点検、見直し
- 2 健康危機管理体制のさらなる充実**
 - (1) 健康危機管理連絡会議の開催(中部1回、由布1回)
 - (2) 新興・再興感染症等の発生に備えた訓練の実施(1回)
 - (3) 健康危機管理対策備蓄物品の整備
- 3 感染症や食品による健康被害の未然防止の強化**
 - (1) 健康危機対策講習会の実施
 - (2) あなたのまちの感染症情報の更新(毎週)
緊急時の情報提供(随時)

Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～大規模イベントにおける食品・生活衛生対策の推進～

現状と課題

- ・今年度、20年ぶりに国民文化祭が開催され、同時に全国障害者芸術・文化祭大分大会が開催される。あわせて、来年度開催のラグビーワールドカップなど国内外から多数の関係者や旅行客の来県が見込まれ、関連イベントも多数開催されるため、旅館・ホテル、イベントでの食品提供による食中毒事故の防止が必要である。
- ・食品衛生法の改正により、食の安全性確保に有効な手法であるHACCPの導入が義務づけられる予定であるが、平成29年度県のモデル事業として湯布院の旅館がHACCP導入に取り組んだところであり、この手法を他の旅館・ホテル等の飲食店にも広め、自主衛生管理の推進を図る必要がある。
- ・飲食店等に対して、食物アレルギー事故防止のための情報提供が不十分であるため、食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食物アレルギー事故防止の取り組みを推進する必要がある。
- ・県内で加湿器が原因と思われるレジオネラ症が発生し、死亡例が起きているため、旅館・ホテル、公衆浴場等でのレジオネラ感染防止を強化する必要がある。

保健所が実施すべき対策

- 1 食中毒防止対策**
旅館・ホテル・飲食店等での食中毒防止対策
- 2 HACCP導入の推進**
旅館ホテル等へのHACCP普及推進対策
- 3 食物アレルギー対策**
飲食店等への食物アレルギー対策
- 4 レジオネラ対策**
旅館・ホテル、公衆浴場等でのレジオネラ感染防止対策

目標指標

- 1 食中毒防止対策**
旅館・ホテル等旅行客が多く利用する営業施設等の指導
 - ・監視回数（中部：150回 由布：250回）
 - ・講習回数（中部：20回 由布：20回）
- 2 HACCP導入の推進**
HACCP導入指導施設数（中部：3施設 由布：4施設）
- 3 食物アレルギー対策**
食物アレルギーに関する指導施設数
（中部：150施設 由布：250施設）
- 4 レジオネラ対策**
レジオネラ感染に関する指導施設数
（中部：13施設 由布：50施設）

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

・管内では、おおいたうつくし推進隊が環境保全活動に取り組んでいるが、団体のメンバーや参加者は特定の住民に限られ活動も一部の地域に限定されるなど拡がり不十分であるため、活動の情報を効果的に発信し、子どもや若い人たちとともに活動できる環境づくりを進めるなど、うつくし推進隊の活動を支援する必要がある。

また、県民の環境意識を高めるとともに環境保全に取り組む人材育成のため環境教育をさらに推進する必要がある。

・豊かな水環境事業のモデル地域として、外来藻駆除活動や環境学習等に対して必要な物品等の支援を継続するとともに、この取組をさらに湯布院から由布市全域に拡げていくことが重要である。

また、排水対策として事業場への立入及び浄化槽の適切な維持管理について啓発する必要がある。

・3Rの取組によりごみ排出量の削減、最終処分量の減少にはつながってきたものの不法投棄等廃棄物不適正処理は依然として後を絶たない状況にあるため、3Rを通じた循環型社会を構築に向け事業者の3Rの取組支援や県民等への積極的な啓発を実施する必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 市民参加型の環境保全活動の推進

- (1) おおいたうつくし推進隊の活動支援
- (2) 環境教育アドバイザー制度活用による環境教育の推進

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議の運営支援(技術支援・必要物品支給等)
- (2) 事業場排水対策
- (3) 生活排水対策
 - ① 浄化槽法定検査未受検者への指導
 - ② 浄化槽法定検査不適正事案への指導
 - ③ 浄化槽の適切な維持管理についての啓発

3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

- (1) 食べきりキャンペーン応援店・協力店の登録推進
- (2) 巡回監視実施による不法投棄・不適正処理対策の強化

目標指標

1 市民参加型の環境保全活動の推進

- (1) 地域連絡会の開催(中部1回:由布1回)
- (2) 環境教育アドバイザー制度の周知(中部10回、由布:10回)

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 流域会議等開催(由布:2回)
- (2) 立入検査計画の作成及び立入実施数
(中部:30事業場、由布:40事業場)
- (3) ① 未受検者への指導率(中部:100%)
② 不適正事案への指導(中部:随時)
③ 浄化槽維持管理講習会の開催(中部:2回)

3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

- (1) 食べきりキャンペーン応援店・協力店の登録数(由布:10店舗)
- (2) 巡回監視(中部:200回)